

○佐野 太 (科技厅・科学技術政策局)

1. はじめに

経済活動の多様化、科学技術の発展等により、あらゆる面で人間活動が飛躍的に発展した一方、地球環境の汚染など負の側面とも言うべき問題が次から次へと発生するなど、変動の激しい社会となっている。とりわけ、科学技術については、極めて高度で迅速な意志決定をすべき政策課題が年々増加しており、先の沖縄サミットにおいて、科学技術に関連した課題が過半数取り上げられたことは、その一例と言える。

このような状況の中、中央省庁等再編の行政改革の一環として、我が国の科学技術政策の司令塔ともいうべき、総合科学技術会議が来年1月6日に発足することとなった。

本稿においては、総合科学技術会議につ

いて、その発足に至る経緯、内閣府における位置付け、機能と構成を述べる。

2. 総合科学技術会議の発足に至る経緯

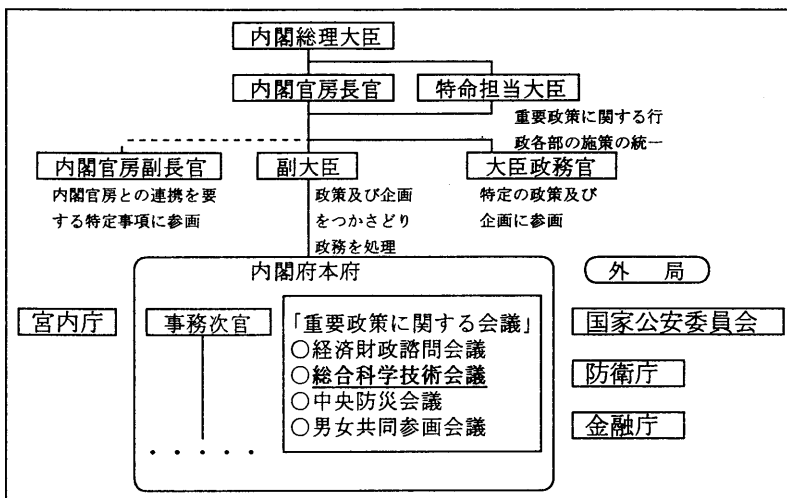
21世紀における新たな行政システムへの転換を目指して、中央省庁等改革に向けた検討が「行政改革会議（平成8年11月設置）」において進められた。

そこでは、とりわけ、「内閣機能の強化」が改革の大きな柱の一つとして位置づけられている。

同会議がまとめた最終報告書（平成9年12月）によると、改革を巡る背景について、『「行政各部」中心の行政観と行政事務の各省庁による分担管理原則は、従来は時代に適合的であったものの、国家目標が複雑化し、時々刻々変化する内外環境に即応

して賢明な価値選択・政策展開を行っていく上で、その限界ないし機能障害を露呈しつつある。』と分析した上で、それを打開するための方策として、『国政全体を見渡した総合的、戦略的な政策判断と機動的な意思決定をなし得る行政システム』の実現、すなわち、「内閣機能の強化」の必要性を訴えている。そし

図1 内閣府の組織編成図



て、内閣及び内閣総理大臣の主導による国政運営を実現するため、「内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制」の強化が必要とされている。

特に内閣府については、「知恵の場」として内閣官房の総合戦略機能を助け、各省より一段高い立場から、総合科学技術政策や経済財政政策などの横断的な企画・調整機能を担うことなどを任務とした「内閣府」の設置や、総合科学技術会議などの合議体の内閣府内への設置が最終報告に盛り込まれた。

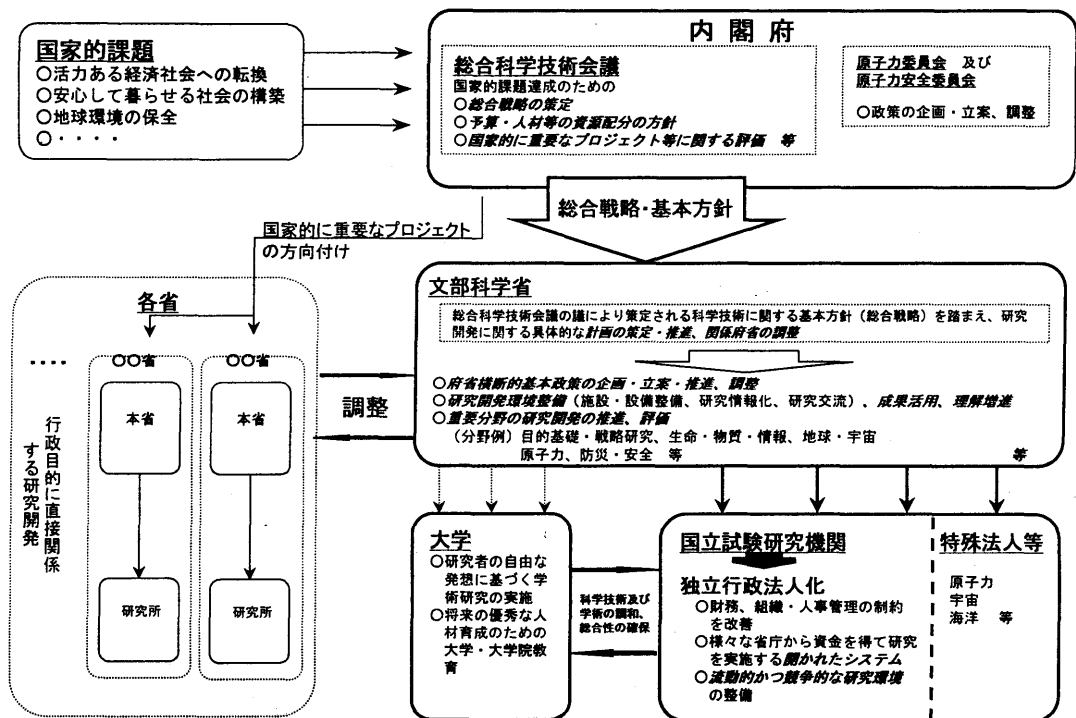
その後、上記の改革の方向性に沿って、中央省庁等改革推進本部において検討が進められた結果、次の法律・方針が策定された。

- ・「中央省庁等改革基本法」
(平成10年6月)
- ・「中央省庁等改革に係る立案方針」
(平成10年9月)
- ・「中央省庁等に係る大綱」
(平成11年1月)
- ・「中央省庁等改革の推進に関する方針」
(平成11年4月)

最終的に、平成11年7月、内閣府設置法を含む「中央省庁等改革関連法」が成立し、平成13年1月6日に総合科学技術会議が発足することとなった。

以下に総合科学技術会議の概要を述べる。

図2 省庁再編後の総合科学技術会議と文部科学省について



3. 内閣府における位置付け

(図1参照)

内閣府は、現在の総理府本府、経済企画庁、沖縄開発庁等の事務を再編統合し、内閣機能強化の観点から、「内閣官房を助けて内閣の重要政策に関する企画立案及び総合調整」、「内閣総理大臣が担当することがふさわしい行政事務の処理」等を行うことを任務とする機関であり、内閣総理大臣、内閣官房長官、特命担当大臣等の下、1官房4局7政策統括官により構成される。

内閣府設置法において、総合科学技術会議は、経済財政諮問会議、中央防災会議、男女共同参画会議とともに、「重要政策に関する会議」の一つとして位置づけられている。

「重要政策に関する会議」は、内閣府が内閣及び内閣総理大臣を助ける「知恵の場」として内閣の重要政策に関して企画立案及び総合調整を行う機能を十分果たすための合議体として設置されるものであり、総合科学技術会議は政策統括官（科学技術政策担当）がその事務局を担当することとなる。

また、他の省と異なり、内閣府においては、強力かつ迅速に政策の調整を行うため、重要政策を扱う特命担当大臣が置かれることとなっており、科学技術政策を担う特命担当大臣が置かれた場合には、総合科学技術会議にも議員として参画することとなる。

4. 総合科学技術会議の機能と構成

(図2、3参照)

(1) 機能

(所掌事務)

内閣総理大臣等の諮問に応じ、次の事項

について調査審議する。また、必要な場合には、諮問を待たず、内閣総理大臣等に対し意見を述べる。

- ・科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策（内閣府設置法第二十六条第一項）
- ・科学技術に関する予算、人材等の資源の配分の方針、その他の科学技術の振興に関する重要事項（内閣府設置法第二十六条第二項）
- ・国家的に重要な研究開発の評価（内閣府設置法第二十六条第三項）

○戦略性

国家的・社会的課題に対応するための科学技術に関する総合戦略を立案

○総合性

人文・社会科学のみに係るものも含み、倫理問題等の社会や人間との関係を重視

○自発性

内閣総理大臣等の諮問に応じ答申するのみならず、自ら意見具申することが可能

(2) 議員構成と事務局体制

(議員構成)

議長は内閣総理大臣

議員は14名以内

- ・内閣官房長官
- ・科学技術政策担当大臣(置かれた場合)
- ・内閣総理大臣が指定する関係閣僚
- ・内閣総理大臣が指定する関係する国の行政機関の長
- ・有識者(議員総数の半数以上、うち4名以下は常勤議員)

(事務局体制)

事務局は、内閣府政策統括官（局長級、科学技術政策担当）、官房審議官3名を含め、行政組織の内外から幅広く人材を登用し、全体で60数名規模を予定している。

5. あとがき

21世紀の社会は、あらゆる活動が知識を基盤として展開される「知的基盤社会」へと移行していくものと思われる。「知の創造と活用により世界に貢献できる国」、

「安心・安全で快適な生活のできる国」、「国際競争力があり持続的発展ができる国」という3つを国家目標に掲げ、「科学技術創造立国」を目指した積極的な科学技術の振興を図る必要があるが、その中で、総合科学技術会議は科学技術政策を国家戦略的に企画・立案、推進すべき責務を負っていると言える。

現在、平成13年1月6日の発足に向け、総合科学技術会議がその機能を十全に発揮できるよう、最終的な調整を行っている。

図3 科学技術会議と総合科学技術会議の比較

